

NPO 法人の法人県民税均等割の課税免除申請等の手続について

～収益事業を行わない場合の課税免除申請等の手続が変更されます～

【変更点】

- ① 前年度に均等割の課税免除を受けている収益事業を行わないNPO法人（特定非営利活動法人）が引き続き課税免除を受ける場合は、課税免除申請等の手続を不要とします。

（課税免除申請書等を提出していただく必要がなくなります。）

- ② 今後、①により課税免除申請等の手続きを不要としたNPO法人には、これまで毎年3月下旬に送付していた、法人県民税均等割申告書と課税免除申請書の用紙を送付しないこととします。

【適用開始】

- ・平成30年5月1日を納期限とする法人県民税均等割（事業期間：平成29年4月～平成30年3月分）の課税免除から適用を開始します。

【注意点】

- ・ 課税免除を受けることができるのは、収益事業を行っていないNPO法人です。
- ※ 収益事業の全部が国又は地方公共団体からの委託事業であり、かつ、利益が生じていない場合又は実費弁償を認められている場合は、課税免除の対象となりますが、申告期限までの申告と課税免除の申請が必要です。
- ・ 収益事業を行う（行った）場合は、税務署に届出をし、当総合県税事務所にお知らせください。
- ・ 課税免除を受けているNPO法人に対して、現況確認のため、資料提出を求める場合があります。
- ・ 課税免除を受けている期間中に収益事業を行っていたことが判明したときは、課税免除を取り消します。

お問い合わせ先

秋田県 総合県税事務所

課税部 課税第一課

電話 018-860-3338